（大臣官房秘書課財務官室長）
同　土谷　晃浩
（国際局国際機構課長）同　岡村　健司
（国際局開発機関課長）同　宮原　隆
国際通貨基金第六十四次年次総務会日本政府代表随員を命ずる
国際復興開発銀行第六十四次年次総務会日本政府代表随員を命ずる
国際金融公社第五十三次年次総務会日本政府代表随員を命ずる
国際開発協会第四十九次年次総務会日本政府代表随員を命ずる
期間は平成二十一年十月二十一日まで（各通）
財務副大臣　峰崎　直樹
財務官　玉木林太郎
（国際局次長）財務事務官　古澤　満宏
（大臣官房審議官）同　林　信光
（国際復興開発銀行理事）同　弍部　透
多数国間投資保証機関第二十二回総務会臨時総務代理たる日本政府代表代理を命ずる
期間は平成二十一年十月二十一日まで（各通）
（国際局開発機関課長）同　宮原　隆
多数国間投資保証機関第二十二回総務会日本政府代表随員を命ずる
期間は平成二十一年十月二十一日まで（以上十月一日）
特命全権大使　鍋倉　眞一
願に依り本官を免ずる（十月一日）

総務省

（自治財政局財政課長）総務事務官　平嶋　彰英
自治財政局交付税課長に併任する
（自治財政局交付税課長）同　時澤　忠
大臣官房付に配置換する
（内閣総理大臣秘書官）　岡本　全勝
総務事務官（大臣官房付）に採用する
大臣官房審議官に併任する
（大臣官房付併任大臣官房審議官）総務事務官　岡本　全勝
消防庁に出向させる（以上九月十六日）
（大臣官房企画課長）総務事務官　関　博之
大臣官房企画課政策室長に併任する
（政治資金適正化委員会事務局参事官）同　松﨑　茂
自治行政局選挙部政治資金課長に配置換する
（自治財政局財政課長併任自治財政局交付税課長）同　平嶋　彰英
自治財政局交付税課長の併任を解除する
（自治行政局選挙部政治資金課長）同　林﨑　理
自治財政局交付税課長に配置換する
（消防庁国民保護・防災部防災課国民保護室長）同　米澤　健
政治資金適正化委員会事務局参事官に昇任させる
（以上十月一日）

経済産業省

（通商政策局企画官（アジア大洋州広域開発担当））経済産業事務官　村瀬　佳史
商務情報政策局情報経済課長に昇任させる
（商務情報政策局情報経済課長）同　前田　泰宏
大臣官房付に配置換する（以上九月二十八日）
洲崎　宏夫　三幣　利夫
独立行政法人日本貿易振興機構監事に任命する
（各通）
徳本　恒徳　渡辺　通春
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構監事に任命する（各通）
高橋　秀樹　古澤　彰
独立行政法人原子力安全基盤機構監事に任命する
（各通）（以上十月一日）

皇室事項

行幸

天皇陛下は、十月五日午後一時二十二分御出門、東京工業大学すずかけ台キャンパスにおいて行われたシーラカンス解剖を御視察のため、神奈川県横浜市へ行幸、同五時二分還幸になった。

官庁報告

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、千葉労働局の関係事業主を代表する者福島洋の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある労働者団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成21年10月８日

厚生労働大臣　長妻　昭

記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、千葉労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。
2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。
3　推薦締切日　平成21年10月23日
4　推薦書及び添付書類の提出場所　千葉労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　年　月　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名　印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。
2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

資料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十月六日（火）

○１般案件

１、天皇陛下御在位二十年記念式典の挙行について（決定）（内閣府本府）
１、オランダ王国首相ヤン・ペーター・バルケネンデ閣下の公賓待遇について（了解）（外務省）

公告

諸事項

被害回復事務管理人選任公告

東京地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第39条により準用される法第22条第１項の規定により被害回復事務管理人を選任したので公告する。

記

1　外国譲与財産支給手続番号　東京地方検察庁　平成20年第１号